

令和6年（フ）第7932号

東京都世田谷区深沢2丁目19番14号
破産者 株式会社エムディファクトリー

- 1 決定年月日 令和8年6月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第7933号

東京都世田谷区岡本3丁目19―10―404
破産者 伊藤 友二

- 1 決定年月日 令和8年6月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第358号

岐阜県本巣市曾井中島902番地1
破産者 株式会社A`y

- 1 決定年月日 令和8年6月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第6319号

大阪市住吉区大領2―4―21メゾンホレスト105号
破産者 PLOT T株式会社

- 1 決定年月日 令和8年6月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第510号

兵庫県芦屋市西山町12番14号
破産者 株式会社セイブル

- 1 決定年月日 令和8年6月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第551号

兵庫県芦屋市伊勢町7番13号
破産者 株式会社あえ

- 1 決定年月日 令和8年6月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第31号

青森県八戸市大字白銀町字久保下3番地22
破産者 佐藤 孝耶

- 1 決定年月日 令和8年6月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年（フ）第435号

埼玉県草加市長栄一丁目858番地5
破産者 株式会社フォースカンパニー

- 1 決定年月日 令和8年6月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年（フ）第321号

東京都府中市若松町1丁目2番地の8 東府中ガーデンハウス501
破産者 稲毛 広隆

- 1 決定年月日 令和8年6月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第579号

東京都日野市程久保1丁目27番地の2 U・トピア高幡不動603
破産者 荒川 実

- 1 決定年月日 令和8年6月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第533号

東京都江戸川区江戸川6丁目18番地34
破産者 合同会社ブエナビスタ

- 1 決定年月日 令和8年6月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第2405号

横浜市都筑区早渕1丁目38番3号
破産者 株式会社サン・クリエーション

- 1 決定年月日 令和8年6月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第148号

岐阜県海津市海津町萱野125番地1、（開始決定時の住所）岐阜県海津市海津町馬目294番地2 ピアッツァⅠ棟103号、（開始決定時の前住所）富山県氷見市栄町1番46号 メゾンナチュレサカエ101号、（かつての住所）福岡県太宰府市国分五丁目10番25―102号
破産者 田中 裕介

- 1 決定年月日 令和8年6月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年（フ）第69号

愛媛県今治市山口甲6番地5
破産者 株式会社丸匠

- 1 決定年月日 令和8年6月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年（フ）第81号

長野県飯田市丸山町4丁目5530番地51 （メゾンコバヤシ103号）
破産者 小林 幸恵

- 1 決定年月日 令和8年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

令和7年（フ）第186号

愛知県犬山市大字塔野地字西中ノ切80番地
破産者 嶋田 邦洋

- 1 決定年月日 令和8年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（フ）第399号

兵庫県西宮市高木東町14番24―305号
破産者 松崎 克己

- 1 決定年月日 令和8年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第88号

兵庫県尼崎市上坂部3丁目1番9号
破産者 mikasitaこと 叶地 正美

- 1 決定年月日 令和8年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和8年（フ）第159号

北九州市若松区古前1丁目27番41号
破産者 原 健太

- 1 決定年月日 令和8年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部